

【1986年3月15日】86年労災保険法「改正」に反対する意見書（労働大臣宛）

日本労働組合総評議会

### 八六年労災保険法「改正」に反対する意見書

貴省は、現在、四点にわたる労災保険法「改正」法律案要綱を作成し、同要綱に基づく法律「改正」案を今通常国会に上程し、同法案を可決し、一九八七年二月一日ないし同年四月一日実施を企図して作業をすすめている。

しかし、本意見書で指摘する問題点につき、審議されたものではない。

私たちは、右要綱を慎重に検討し、右「改正」は、法定補償制度の根幹にかかわる看過しがたい重要な問題を有しており、同「改正」には断固反対せざるを得ないとの結論に達した。

貴省におかれては、本意見書の意を十分汲みとられ、右労災保険法「改正」を断念されるよう強く要請する次第である。

なお、本意見書を労災保険審議会の全会員に配布し、審議の参考資料とされるよう要望する。

一九八六年 三月十三日

東京都千代田区神田駿河台三丁目二番十一号

総評会館内 TEL (251) 5363

総 評 弁 護 団

右 会 長 佐 伯 静 治

労 働 大 臣 林 道 殿

#### 第一、給付基礎日額につき年齢階層別最高額及び最低額を定める「改正」について

- 一 要綱は、「年金たる保険給付に係る給付基礎日額について、労働者の年齢階層別の賃金実態その他の事情を考慮して労働者の年齢階層ごとに最低額及び最高額を定め、その給付基礎日額（スライド制の適用がある場合は、スライド後の額）が、労働者の年齢の属する年齢階層に應ずる最低額を下回り又は最高額を超える場合には、当該最低額又は最高額を給付基礎日額とする」、右「 の改正時に年金たる保険給付を受ける権利を有している者については、改正時における当該年金たる保険給付に係る給付基礎日額が の最高額を超える場合においてもその額を給付基礎日額として保障するが、最高額を超える間はスライド制を適用しないこととする」としている。

これは、最低労働条件保障の労働保護立法の枠を大きく逸脱し、給付基礎日額に最高限度額を導入して労働保護法たる労基法の保障を低下させるものである。

二 しかし、わが国の法定補償制度は、労働基準法第八章において、被災前三ヶ月間の賃金総額から算定された一日当たりの平均賃金（＝給付基礎日額）をベースに、事業者責任による被災労働者とその家族の「人たるに値する生活を営むための必要を充たすべき」最低労働条件（生活保障）を確保することを目的とする法定救済制度であり、労災保険制度は、この事業者責任の労働基準法の制度と断絶した社会保障制度ではなく、保険制度を利用することによって、集団としての事業者責任の拡大・徹底をはかった生活保障制度にほかならない。

それゆえにこそ、事業者の労働基準法上の法定補償責任は、労働基準法八四条一項により、労災保険法「に基づいてこの法律（労働基準法）の災害補償に相当する給付が行われるべきものである場合においては、使用者は、（労働基準法上の）補償の責を免れる」と定められているのである（この定めによれば、労災保険法の給付が、労働基準法上の「災害補償に相当する給付が行われるべきもので」ない場合は、使用者は、仮に何らかの労災保険法上の給付が行われるべきものである場合であっても、労働基準法上の災害補償責任を免れないこととなる）。

三 したがって、戦後四十年間、労働基準法、労災保険法による法定補償制度は、「この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、この向上を図るように努めなければならない」（労働基準法一条二項）との基本精神にのっとり、労災保険法上の保険給付は、労働基準法上の法定補償を上まわるよう文字どおり改正につく改正を積重ね、一度としてこれを下まわるような「改悪」を行ったことなく今日に至ったのである。

しかるに、今回の要綱に基づく法改正がなされるなら、月収四八万円（四十歳台前半の場合）を超える労働者については、労災保険法による給付を受けても、労働基準法の定める災害補償の水準を下回る保険給付しか受けられない場合が生じることになるのである（別紙【事例】参照）。

敢えて最近発生した日本航空一二三便墜落事故を引くまでもなく、働き盛りで月収四八万円程度の収入のある労働者は決してめずらしくない。

四 これらの労働者に対して、労働基準法の定める災害補償の水準以下の保険給付しかなさず、これをもって、もし仮に使用者が法定補償の責任を免れるとすれば、労働基準法が最低労働条件を定めることの意味は全くなくなる。労災保険法単独の「改正」によって、労働基準法の最低補償の水準をくつがえすことは、労働基準法に

対する「立法クーデター」というほかない。

そして、今回の要綱によれば、使用者の支払う労災保険料は、給付基礎日額の上限と無関係に、実際の給与水準に応じて決定されるのである。そうすると、国は、保険料だけは賃金に比例して徴収しておきながら、保険給付は頭打ちにして、使用者の法定補償責任（最低労働条件）を免れさせるとことになる。これは、使用者の保険利益を奪い、労働者の最低労働条件を侵害して、国のみが保険料収入を得るものであり、その不当性はあまりにも明白である。

また、もし要綱に基づく法改正が実施されれば、四十歳台前半で月収が四八万円を超える先の例のごとき労働者の場合には、労基法の「災害補償に該当する給付が行なわれるべきものである場合」に該当しないので、使用者は労基法上の補償責任を免れえず、被災労働者は、労基法上の災害補償額と労災保険法による給付の差額を、労基法の災害補償規定に基づき、事業主に請求することが可能といわなければならないのである。

よって、このような結論となる要綱に基づく法改正が許されないことは、誰の眼にもあきらかである。

五 しかも、右「改正」は、最高限度額を、労働省「賃金構造基本統計調査」をもとにした年齢階層別給付基礎日額を省令で定めることを予定しているが、同統計調査は、実施日より二年前の実態であるからこれをそのまま基礎とすることは不合理である上、さらにとりわけ高年齢者については、就業労働者の場合、高年齢に達する以前の就業により取得した賃金、退職金及び他の公的ないし私的年金等による収入等と高年齢に達してからの賃金収入によって生活しているのであって、労災の年金被災者の場合を同列に論ずることは不可能であるから、高年齢者の給付基礎日額を右統計調査により一律に引き下げることは、全く不合理、不公平というほかない。

六 なお、給付基礎日額の最低保障額については、前記法定補償制度の生活保障の趣旨に照らし、低額な給付基礎日額を引き上げる合理性があり、現行労災保険法第八条、同施行規則九条により制度化されており、現在これは金 3,210 円とされているが、年金受給者のみならず、休業（補償）給付等についても、生活保障の制度趣旨に照らし大幅に引き上げる必要があり、一九八四年の賃金構造基本統計調査を資料にしてみても、それは、企業規模計、産業計全労働者平均賃金（227,700 円）を基礎として計算すべきであり、これによれば、それは金 7,486 円とすべきである。

$$\begin{aligned} &= 227,700 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月} \div 365 \text{ 日} \\ &= 7,486 \text{ 円} \end{aligned}$$

仮に、同統計調査の企業規模計、産業計、学歴計、女子労働者平均賃金（月収 146,600 円）を基礎としても、それは金 4,819 円となる。

$$\begin{aligned} &= 146,600 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月} \div 365 \text{ 日} \\ &= 4,819 \text{ 円} \end{aligned}$$

金 3,210 円などという給付基礎日額の最低保障額は、生活保護水準以下で、法定補償制度の生活保障の趣旨に反し、許されない水準と考える。

## 第二 監獄等に收容された場合に休業補償給付を不支給とする「改正」について

- 一 要綱は、労働者が監獄等に收容された場合（要綱新旧対照表によれば、「少年院その他これに準ずる施設に收容されたとき」及び「監獄、労役場その他これに準ずる施設に收容されたとき」という）は、休業補償給付を支給しないこととする」としている。

現行法定補償制度は、労働者が「業務上負傷し、又は疾病にかかった」こと、及び「療養のため、労働することができない」こと、の二つの事件が充たされれば、「労働することができない」理由いかにかわらず、休業補償給付を支給してきた。

しかるに、右「改正」は、「労働者が監獄等に收容された場合は、休業補償を支給しないとするのであるから、戦後四十年間にわたる運用を方向転換するものである。

- 二 しかし、被災労働者が監獄等に收容されたとしても（この範囲が極めてあいまいで、刑事被疑者として代用監獄である警察留置所に收容された場合も含まれることとなると考えられる）、被災労働者とその家族の生活保障の保護の必要性と合理性があり、被疑者に至っては、更にそれがあり、右場合に休業補償給付を不支給とする合理的根拠はない。

それゆえにこそ労働省は、解釈例規（昭和 23・7・13 基収第 2369 号）で、「業務上の事由によって災害を被った労働者が、監獄、留置所又は労役場に拘禁又は留置された場合でも、災害補償は原則として行うべきである。但し、療養中拘禁、留置または入院せしめられた場合に於いては、その療養は国家がこれをなすべきものであるから使用者においてこれをなす必要はないが、休業補償は苟も負傷疾病が労働することができない程度のものであるときは、使用者において休業補償を行うべきものであって、補償を受くべき労働者が右の施設にあると否とは何ら影響を及ぼすものではない」としてきたのである。この運用を変更しなければならない合理的理由がどこにあるのか。

- 三 もし、その理由を捜すとすれば、休業補償給付は、「業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができない」ため、「賃金を受け得ない」という事実では足りず、業務上の負傷又は疾病のための労働不能を唯一、直接の原因として賃金を受け得ない事実を必要とすることに求めることとなろう。現に浜松労働基準監督署は、このような見解に立って、同僚から作業中傷害を受けて療養のため休業し賃金の支払いを受け

なかった労働者が、休業補償給付を請求した事件（雪嶋鉄工所事件）で、被災者は、右傷害事件を挑発したとして出勤停止の懲戒処分を受けているので、賃金の喪失を前提とする休業補償給付請求権を有しないと主張してこれを不支給とし、抗争した。しかし、最高裁昭和五八年十月十三日判決（労働判例 417 号 29 頁）は、この浜松労働基準監督署の主張を次のように判示して退けているのである。

「法十四条一項に規定する休業補償給付は労働者が業務上の傷病により療養のため労働不能の状態にあつて賃金を受けることができない場合に支給されるものであり、右の条件を具備する限り、その者が休日又は出勤停止の懲戒処分を受けた等の理由で雇用契約上賃金請求権を有しない日についても、休業補償給付の支給がされると解するのが相当である。」

「してみれば、雇用契約上賃金請求権が発生しない日は休業補償給付の対象とはならないとの見解を前提とし、右公休日及び出勤停止となった日について休業補償請求権が発生する余地がないことを理由として、上告人の本訴請求を排斥した原審の判断には、法の前記条項の解釈適用を誤った違法があるものといわなければならない。」

四 従って、監獄等に収容された場合に休業補償給付を不支給とする「改正」は、全く合理的根拠がない。

第三 一部労働の場合の休業補償給付を給付基礎日額と当該労働に対して支払われる賃金との差額の 60/100 に相当する額とする「改正」について、

一 要綱は、「労働者が所定労働時間の一部のみ労働した場合の休業補償給付の額は、給付基礎日額と当該労働に対して支払われる賃金との差額の 60/100 に相当する額とすること」とし、労災保険法十四条の「改正」を企図している。

この「改正」は、「災害を受けた労働者が労務の提供を一時的に全部履行できないとき、又は一時的に一部履行できないときについて、工場法施行令第六条は、休業扶助料として一日当たり賃金の 60/100 を支給すべしとしており」、労働基準法「制定に当たり、この（工場法施行令の）規定を踏襲したが、一時的な一部労働不能の場合についても本条の適用があることを明らかにしておくため、（労働基準法）施行規則第三八条が設けられ」（労働省労基局編著『三訂新版労働基準法』635 頁）「労働者が業務上負傷し又は疾病にかかったため、所定労働時間の一部分のみ労働した場合においては、使用者は平均賃金と当該労働に対して支払われる賃金との差額の 60/100 の額を休業補償として支払わなければならない」とされていたが、労災保険法一四条は、これを引き上げ、被災労働者が所定内労働時間の一部分のみ労働し賃金を受けても給付基礎日額の 60/100 に相当する額を休業補償給付として支給していたのを改め、右労基則

三八条の水準に低下させるものである。

二 しかし、現行労災保険法の取り扱いは、約四十年の長きにわたって運用されてきたものであり、それは法定補償制度が傷病労働者の負傷、疾病をできるだけ早くなおし、できる限り手厚い治療を実施し、早期職場復帰を図ることを最終の目標としていることから、残業手当の支給を受け得ない一部就労の被災労働者の職場復帰を促進するに有益であるとして、労働基準法以上の保護を与えてきたものと考えられ、リハビリ医療が進歩し、それが労災医療の重要な部分を占め、職場復帰訓練のため、一部就労の必要性が増大している今日、これを四十年前に逆行させる合理性は全くない。

三 もし、要綱による労災保険法の「改正」が実施されれば、悪質な事業者は、一部就労に対する賃金を支払わないばかりか、職場復帰訓練のための一部就労（療養のための時間内通勤を含む）を、賃金不払を条件とするなどして妨害を強めるおそれがあると考えられる。

また、もし要綱による「改正」が実施されれば、残業手当の支給を受けることもできず、わずかの賃金と労災保険給付を頼りに職場復帰に励んでいる被災労働者の職場復帰への意欲を失わせ、法定補償制度の前記最終目標に反する結果を招来しかねないと考えられる。

四 したがって、右「改正」も許されないと考える。労基則三八条の改正が求められているのである。

第四、学校、公共職業訓練施設等への通学等労働省令で定めるものにつき、通勤経路からの逸脱又は中断後の通勤災害につき保護を与える改正について、

一、要綱は、労災保険法七条三項を改正し、「労働者の通勤経路からの逸脱又は中断に関し、現行の日用品の購入等の行為と同様に取り扱うものとして労働者の一定の行為であって労働省令で定めるもの（「学校、公共職業訓練施設等への通学等の行為」）を加えること。」としている。

この「改正」は、通勤災害保護制度の保護の対象とする保護通勤災害につき、従前「当該逸脱又は中断が、日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為をやるを得ない事由により行うための最小限度のもの」に該当しないとしていた「学校、公共職業訓練施設等への通学等の行為」を右に該当するとして、右行為後の「合理的な経路及び方法」による通勤経路上の災害を保護通勤災害とするというもので、一歩前進であることは疑いない。

二、しかし、現行通勤災害保護制度は、一九七三年十二月一日に実施され、約十三年余

を経過したが、その保護の対象とする保護通勤災害を、「労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復すること」による負傷、疾病、傷害又は死亡とし、「当該逸脱又は中断が、日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合」という例外的な場合を除き、右往復の経路を逸脱し、又は中断した場合、「当該逸脱又は中断の間及びその後の」保護経路上の災害は保護通勤災害としないと定めていたため（労災保険法七条、二三項）、我が国の労働者の実状にてらして、はたして客観的合理性があるのか問題とされてきたのである。

三、とりわけ、我が国労働者は、通勤に長時間を必要とし、また長時間過密労働に従事しており、通勤経路の逸脱又は中断は常態化しており、当該逸脱又は中断中はともかく、合理的な通勤経路に復帰した後の通勤災害は、通勤災害保護制度の保護の対象とする保護通勤災害とすべきであると考えられる。

右通勤災害保護立法に参画した保原喜志夫教授は、当初から「私は、最近、このような立法政策に疑問をもつようになった。すなわち、労災保険法七条の文言を一つ一つ検討しながら、いろいろの想定事例について、どんな場合に経路の逸脱・中断となるか、あるいはならないかを考えて行くうちに、通勤の途中の経路の逸脱・中断があったからといって、制度上の保護を奪うことは、通勤という労働者の社会的行動の実態にそぐわないのではないかと思うようになった」、「わが国の、ことに大都市およびその周辺に居住する労働者にとっては、出勤時はともかく、退勤の途中でよりみちをすることが、むしろ通常の、一般的な行動のパターンではないか。そうだとすれば通勤経路の逸脱・中断を認めないことによって、『事実上の通勤』……によって生じた災害のかなりの部分を、制度の保護のそとに追い出してしまう結果になり、通勤途上災害保護制度を設けた本来の目的を十分に達しえないことになるのではなかろうか。」と主張され、前記の如き改正を主張された（同教授「通勤途上災害における経路の逸脱・中断について」石井追悼論集『労働法の諸問題』所収）。

四、したがって、「日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行うための最少限度のものである場合」という例外的な場合を一部拡大し、「学校、公共職業訓練施設等への通学等の行為」をプラスするだけでは、極めて不十分な「改正」というほかない。しかもこのような不相当な立法を右部分「改正」で固定化するということは、将来に大きな禍根を残すというべきであろう。

むしろ、労働者に逸脱・中断があっても、逸脱、中断後の合理的な経路上の災害は保護通勤災害として保護し、又、逸脱・中断中の災害も、日用品の購入、学校・公共職業訓練施設等への通学その他これに準ずる日常生活上必要な行為を行っている場合の災害は、保護通勤災害として保護するように法改正を行うべきなのである。

五、労働省は、八一年二月十六日、新宿バス放火事件で、二つの事件を保護通勤災害と認めた。一つは、「赤坂の会社を午後六時三分に退社」し、「六時半に新宿駅で高校一年の長男と待ち合わせ、近くで靴を買」い、「夕食準備の買物の後、八時半に今度は、中三の次男と待ち合わせて軽い夕食を共にし」、「電車で帰る次男と別れ、自分はバスで帰宅しようとして九時八分悲劇に」まきこまれ死亡した事件とある。他の一つは、派遣先の池袋のデパートを午後七時四十分に出、「そのままデパート店員ら三人と近くの喫茶店へ」行き、「約五十分間、商品の販売・在庫状況などを話した後、新宿へ向かい、事件にまき込まれた」重度のやけどを負った事件である。その理由につき、同省は、前者につき、「母子家庭という特殊な状況にあり、毎日曜日もアルバイトに通っていた。この状況では、本件のような逸脱・中断行為は通勤の途中で行う必要があり、かつ最小限度の範囲内と認められる」とした。また、後者については、「残業の際、デパート店内では途中の休憩がとりにくいため、残業後に喫茶店で休憩を取るよう」に会社の指示があった。また、他の店員らと喫茶店で販売・在庫状況などを話合うことも、会社の指示した業務のうちと認められ、「喫茶店を出た八時四十分が「通勤の始点」」であるとした。

しかし、この事件は、本来このような特殊事情により保護通勤災害とすべきではなく、逸脱・中断後の通勤災害を正面から保護通勤災害として保護すべき合理性があることを示しているのである。

六、したがって、右通勤災害保護制度の本来のあり方からみて、現行労災保険法七条三項は次のように改正さるべきである（傍点改正部分）。

「労働者が、前項の往復の経路を逸脱し、又は同項の往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間を除き、第一項第二号の通勤とする。ただし、当該逸脱又は中断が、日用品の購入、学校、公共職業訓練施設等への通学その他これに準ずる日常生活上必要な行為を行うものである場合は、当該逸脱又は中断の間も、第一項第二号の通勤とみなす。」

（別紙）

【事例 1 の 1 傷病補償年金と休業補償】

一 モデルケース

- ・ 労働基準法第十二条により算定される平均賃金が日額二万四千元
- ・ 被災当時の年齢四二歳
- ・ 療養開始後一年半経過し、治癒せず、一級の廃疾状態にあり、療養継続中。

二 労働基準法により支給されるべき休業補償



- ・ 療養期間中、労働者は平均賃金の 60/100 の休業補償の支給を使用者に請求できる（労働基準法第七六条）
- ・ 右休業補償は、最低三年間行われなければならない（労働基準法第八一条）
- ・ よって、モデルケースの場合、療養開始後一年半経過した時点から一年半の期間、被災労働者は、使用者に対し、労働基準法に基づく休業補償として、年間金 5,256,000 円の支給を請求する権利を有する。

（計算式）

$$24,000 \times 0.6 \times 365 = 5,256,000$$

### 三 労災保険法改悪案により支給される傷病補償年金

- ・ 療養開始後一年半までは、休業補償給付が支給されるが、一年半経過後は、これに代わる傷病補償年金に移行する。
- ・ 改悪案では、四十歳から四四歳の給付基礎日額の上限が 15,780 円に制限される。
- ・ 廃疾の程度が一級の場合の傷病補償年金は、給付基礎日額の 313 日分
- ・ よって、モデルケースの場合、療養開始後一年経過した時点から労災保険法に基づき支給される傷病補償年金は、年間 4,939,140 円にすぎない

（計算式）

$$15,780 \times 313 = 4,939,140$$

- ・ これは労働基準法の規定する最低労働条件の水準を完全に下回るものである。

## 【事例 1 の 2 傷病補償年金と休業補償】

### 一 モデルケース

- ・ 労働基準法第十二条により算定される平均賃金が日額一万八千円
- ・ 被災当時の年齢四二歳
- ・ 療養開始後一年半経過し、治癒せず、一級の廃疾状態にあり、療養継続中。
- ・ 厚生年金の障害年金の受給開始

### 二 労働基準法により支給されるべき休業補償

- ・ 療養期間中、労働者は平均賃金の 60/100 の休業補償の支給を使用者に請求できる（労働基準法第七六条）
- ・ 右休業補償は、最低三年間行われなければならない（労働基準法第八一条）
- ・ よって、モデルケースの場合、療養開始後一年半経過した時点から一年半の期間、被災労働者は、使用者に対し、労働基準法に基づく休業補

償として、年間金 3,942,000 円の支給を請求する権利を有する。

(計算式)

$$18,000 \times 0.6 \times 365 = 3,942,000$$

### 三 労災保険法改悪案により支給される傷病補償年金

- ・ 療養開始後一年半までは、休業補償給付が支給されるが、一年半経過後は、これに代わる傷病補償年金に移行する。
- ・ 改悪案では、四十歳から四四歳の給付基礎日額の上限が 15,780 円に制限される。
- ・ 廃疾の程度が一級の場合の傷病補償年金は、給付基礎日額の 313 日分
- ・ 厚生年金の障害年金を受給する場合、労災保険の傷病補償年金は、調整を受け、七六%が支給される。
- ・ よって、モデルケースの場合、療養開始後一年半経過した時点から労災保険法に基づき支給される傷病補償年金は、年間 3,753,746 円にすぎない。

(計算式)

$$15,780 \times 313 \times 0.76 = 3,753,746$$

- ・ これは労働基準法の規定する最低労働条件の水準を完全に下回るものである。

## 【事例 2 の 1 障害補償年金差額一時金と障害補償】

### 一 モデルケース

- ・ 労働基準法第十二条により算定される平均賃金が日額一万七千円
- ・ 被災当時の年齢四二歳
- ・ 症状固定により、労災障害等級一級と認定され、障害補償年金の支給が開始されたが、年金を受け始めて二年経過した時点で死亡。

### 二 労働基準法により支給されるべき障害補償

- ・ 労働基準法第七七条、同法別表第一により、症状固定の時点で、障害等級一級の場合には平均賃金の 1340 日分の障害補償の請求権が発生する。
- ・ よって、モデルケースの場合、被災労働者の症状固定後の死亡の有無と無関係に、労働基準法に基づき金 22,780,000 円の障害補償が被災労働者または遺族に支払われなければならない。

(計算式)

$$17,000 \times 1340 = 22,780,000$$

### 三 労災保険法改悪案により支給される障害補償年金と障害補償年金差額一時金

- ・ 労災保険法では、被災労働者の死亡の時点まで障害補償年金が支給され、死亡の時点で支給済の年金が 1340 日分に満たない場合は、その差額が一時金として遺族に支払われる（法第五八条）。したがって、障害補償年金と障害補償差額一時金の合計は、給付基礎日額の 1340 日分となる。
- ・ 改悪案では、四十歳から四四歳の給付基礎日額の上限が 15,780 円に制限される。
- ・ よって、法改悪案によれば、モデルケースの場合に支給される障害補償年金と障害補償年金差額一時金の合計は、21,145,200 円となる。  
（計算式）

$$15,780 \times 1340 = 21,145,200$$

- ・ これは、労働基準法の規定する最低労働条件を完全に下回るものである。

#### 【事例 2 の 2 障害補償年金差額一時金と障害補償】

##### 一 モデルケース

- ・ 労働基準法第十二条により算定される平均賃金が日額一万六千円
- ・ 被災当時の年齢四二歳
- ・ 症状固定により、労災障害等級一級と認定され、障害補償年金の支給が開始されたが、年金を受け始めて二年経過した時点で死亡  
被災労働者は、厚生年金の障害年金も受給していた。

##### 二 労働基準法により支給されるべき障害補償

- ・ 労働基準法第七七条、同法別表第一により、症状固定の時点で、障害等級一級の場合には平均賃金の 1340 日分の障害補償の請求権が発生する。
- ・ よって、モデルケースの場合、被災労働者の症状固定後の死亡の有無と無関係に、労働基準法に基づき金 21,440,000 円の障害補償が被災労働者または遺族に支払われなければならない。  
（計算式）

$$16,000 \times 1340 = 21,440,000$$

##### 三 労災保険法改悪案により支給される障害補償年金と障害補償年金差額

###### 一時金

- ・ 労災保険法では、被災労働者の死亡の時点まで障害補償年金が支給され、死亡の時点で支給済の年金が 1340 日分に満たない場合は、その差額が一時金として遺族に支払われる（法第五八条）。したがって、障害補償年金と障害補償差額一時金の合計は、給付基礎日額の 1340 日分とな

る。

- 厚生年金の障害年金を受給する場合、労災保険の障害補償年金は、調整を受け、その七六%が支給される。
- 改悪案では、四十歳から四四歳の給付基礎日額の上限が 15,780 円に制限される。
- よって、法改悪案によれば、モデルケースの場合に支給される障害補償年金と障害補償年金差額一時金の合計は、1607,0352 円となる。

(計算式)

$$15,780 \times 1340 \times 0.76 = 16,070,352$$

- これは、労働基準法の規定する最低労働条件を完全に下回るものである。